

農業経営の法人化の推進について

平成14年6月

農林水産省経営局

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（望ましい農業構造の確立）

第21条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第22条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

農地法の一部改正の概要（平成 13 年 3 月施行）

1. 農業生産法人（農業経営を目的として農地の取得ができる法人）の要件の見直し

| | 改正前 | 改正後 |
|--------|--|---|
| 法人形態要件 | 農事組合法人、合名・合資会社、有限会社に限定 | 株式会社（株式の譲渡制限のあるもの）を追加 |
| 事業要件 | 農業（関連事業を含む。）に限定 関連事業：農産物製造加工・運搬・販売、農業生産資材の製造、農作業の受託 等 | 農業（関連事業を含む。）が主（売上高の過半）であるとの範囲で、 その他事業の実施が可能 （例）民宿、キャンプ場、造園、除雪 等 |
| 構成員要件 | 農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人 農業協同組合、農業協同組合連合会 | 地方公共団体を追加 |
| | 法人から物資の供給等を受ける個人又は法人の事業の円滑化に寄与する者 （例）産直契約する個人、ライセンス契約する種苗会社 (注) 総議決権の 4 分の 1 以下（1 構成員は 10 分の 1 以下） | 法人と継続的取引関係にある個人・法人を追加 （例）生協、スーパー、食品加工業者、農産物運送業者等 |
| 役員要件 | 役員の過半は、法人の農業の常時従事者（農作業に主として従事）である構成員 | 役員の過半は、法人の農業の常時従事者である構成員のうち、過半の者が法人の農作業に従事する役員 |

2. 農地移動の下限面積の弾力化

農地の権利移動許可の要件となっていた下限面積（北海道 2 ha、都府県 50a）について、都道府県知事が独自の面積を定める際の**農林水産大臣の承認を廃止**。

平成13年3月施行の農地法改正の経緯
- 農業生産法人に株式会社導入までの経緯 -



1. 新しい食料・農業・農村政策の方向（平成4年6月）
株式会社については、株式会社一般に農地取得を認めることは投機及び資産保有目的での農地取得を行うおそれがあることから適当ではないが、農業生産法人の一形態としての株式会社については、農業・農村に及ぼす影響を見極めつつ更に検討を行う。
2. 農業生産法人に関する検討（平成8年5月～9年3月）
農業生産法人制度に関し、株式会社の農業経営へのかかわり方、事業要件の在り方等について幅広い検討を行うため、学識経験者等からヒアリングを行うなど検討を実施。
3. 食料・農業・農村基本問題調査会における検討開始（平成9年4月）
土地利用型農業において株式会社の農地の権利取得を認めるか否かについて、かかわり方等について、賛否両論あり。

| | |
|----|--|
| 賛成 | 情報力や技術開発力、マーケティング・ノウハウな様々な経営能力を有する株式会社が農業に参入することにより、農業全体が活性化する。等 |
| 反対 | 買占め、投機、資産保有目的での農地取得が行われる。農業は水管理、土地利用等の面で地域の農業者の集団活動により成り立っているが、株式会社の参入はこのような地域社会のつながりを乱すおそれがある。等 |
4. 食料・農業・農村基本問題調査会答申（平成10年9月）
土地利用型農業の経営形態としての株式会社は、農地の投機的な取得を行う、家族農業経営と調和した経営が行われない等の懸念があり、株式会社一般に認めることは合意は得がたい。
耕作者が主体である農業生産法人の一形態としてであって、懸念払拭措置を講じることができれば、その途を開くことが考えられる。
5. 自民党基本政策小委員会（10年9月） 上記と並行して検討
6. 農政改革大綱（抄）（平成10年12月省議決定）
農業生産法人の一形態としての株式会社について、専門家による委員会を設けて懸念払拭措置等を検討すること。
7. 農業生産法人制度検討会（平成11年1月～7月）
農業生産法人の一形態として、株式譲渡制限のある株式会社を認める。
勧告、立入調査等の懸念払拭措置を講じる。
8. 農地法の一部改正法案 通常国会提出（平成12年3月）・廃案
自民党の国対委員の一部が農地法改正案の審議入りに反対し、結局、平成12年6月29日の衆議院総選挙を控えて会期延長での対応も困難となり、審議されることなく廃案となる。
9. 農地法の一部改正法案 臨時国会提出、可決・成立（平成12年12月）
重要法案として、衆参約27時間の審議を経て、可決成立。



農業生産法人制度の変遷

| | 1962年(昭和37) | 1970年(昭和45) | 1980年(昭和55) | 1993年(平成5) | 2000年(平成12) |
|----------------------------------|---|---|---------------------------------------|---|--|
| 趣 旨 | 家族農業経営の発展等に資するための協業の助長 | 借地、雇用労働力による経営規模の拡大 | 農地等の権利を有しない農業後継者等の農業生産法人の経営への参画 | 農業経営の法人化の推進のための事業範囲、構成員要件の拡大 | 経営形態の選択肢の拡大、経営の多角化等による農業経営の法人化の推進及びその活性化 |
| 法人形態要件 | 農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社 | | | | 株式会社(株式の譲渡制限のあるもの)を追加 |
| 事業要件 | 農業(農業と併せ行う林業及び農事組合法人が行う農協法第72条の8第1項1号に規定する共同利用施設の設置等を含む。)及びこれに附帯する事業 | | | 関連事業(生産した農畜産物を原材料とする製造加工等)を農業に追加 | 主たる事業が農業(林業等を含む。)及び関連事業(売上高で過半) |
| 構成員要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地等を提供した個人 ・法人の事業に常時従事する者 | | | (次を追加) イ 農地保有合理化法人、農協等 ロ 法人から物資の供給又は役務の提供を受ける個人 ハ 事業の円滑化に寄与する者 ただし、ロ及びハの者の議決権の合計は、1/4以下、かつ、それぞれ1/10以下 | イ 左のイに地方公共団体を追加 ロ 左のロに法人を追加 ハ 法人に物資の供給又は役務の提供を行う者を追加 ただし、ロ及びハの者の議決権の合計は、1/4以下、かつ、それぞれ1/10以下 |
| 議決権要件 面積要件 労働力要件 利益配当要件 | 次の者が過半 ・常時従事構成員の議決権 ・構成員の労働力 ・構成員の農地提供面積 利益配当は、原則従事分量配当 | (廃止) | | | |
| 業務執行役員要件 | (規定なし) | 農地を提供し、かつ、常時従事する構成員(農作業に主として従事する者に限る。)が、業務執行役員の過半 | 常時従事構成員(農作業に主として従事する者に限る。)が、業務執行役員の過半 | | 農業(関連事業を含む。)に常時従事する構成員が役員(業務執行役員)の過半を占め、かつ、これらの過半を占める者の過半は原則60日以上農作業に従事 |

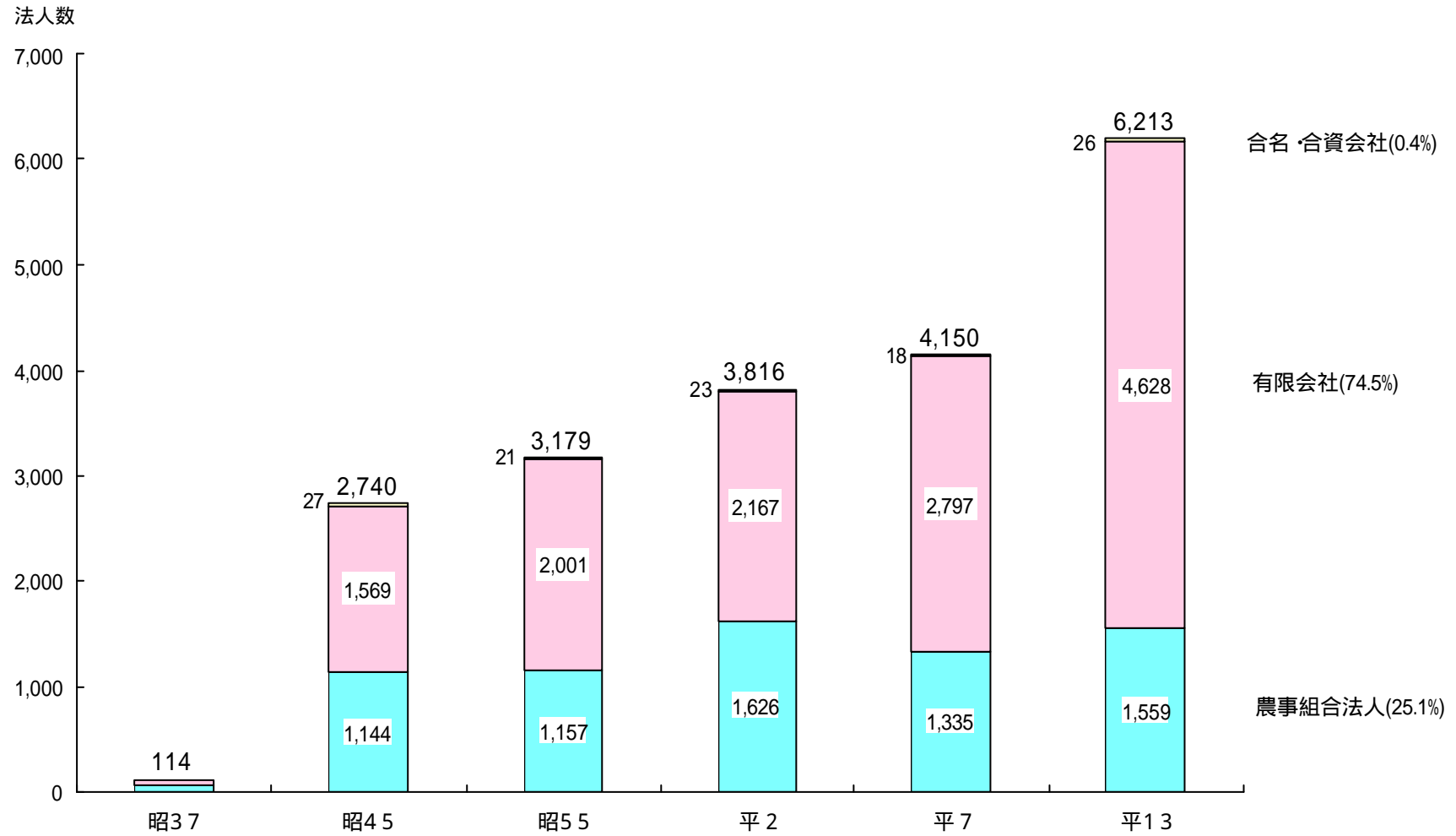
農地法の一部を改正する法律（平成12年法律第143号）（抄）

附 則

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、国内の農業生産の増大を図る観点から、農業経営の法人化の一層の推進等の農業の多様な担い手の確保のための方策及び農地の転用制限の在り方等の優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農業生産法人数の推移



株式会社形態の農業生産法人の実態（平成14年5月現在）

| | |
|------------------------------|-----|
| 食品・飲料メーカー、農産物販売会社等の株式会社が農地取得 | 13社 |
| 建設・運輸・観光業者等が農業生産法人を設立 | 3社 |
| 畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社が農地取得 | 5社 |
| 有限会社からの組織変更その他 | 4社 |

計

25社

上記のうち、食品・運輸・観光業等民間企業が出資

3社

市町村・農協が出資

2社

株式会社形態の農業生産法人の実態（平成14年5月現在）

1

| 区分 | 法人名 | 資本金 | 経営面積 | 事業の内容 | 構成員 | 備 考 |
|----|---------------|---------|---------|---|------------|----------------------------------|
| 1 | (株)A (北海道) | 1,000万円 | 4.2 ha | ・アスパラガスの生産販売 | 3人 | 建設業者が設立 |
| 2 | (株)K (北海道) | 4,000万円 | 12.6 ha | ・乳牛、肉用素牛の生産育成・増殖販売 (乳牛 50 頭、肉用牛 600 頭) ・精肉、枝肉等の販売 ・牧草の作付生産販売 | 3人 | 牛の取引販売会社が牧草畑を取得 |
| 3 | (株)D (北海道) | 5,000万円 | 17.6 ha | ・トマトの生産、加工、販売 ・山林及び木材販売に関するコンサルタント業務等 | 3人 | 解散した農業生産法人の事業を継承するため設立 |
| 4 | N(株) (北海道) | 1,500万円 | 3.1 ha | ・コントラクター事業 ・牧草の生産販売 | 4人 + 3社 | 運輸関連の子会社が町、農協の要請により牧草生産 |
| 5 | (株)H (宮城県) | 8,120万円 | 1.4 ha | ・飼料栽培 ・養豚(13,000 頭) ・資材の製造(家畜排泄物処理、有機肥料の製造・販売) | 7人 | 有限会社からの組織変更と同時に農地取得 |
| 6 | (株)A (宮城県) | 1,000万円 | 0.67 ha | ・有機栽培による米、野菜の生産 ・みそ、梅干しの製造販売 ・堆肥の製造(プラント) | 7人 | 農産物販売会社が自社生産を開始 |
| 7 | (株)A (埼玉県) | 2,000万円 | 5.5 ha | ・茶葉の生産 ・茶を原料とした飲料の製造販売 | 8人 | 飲料の製造会社が原料の自社生産を開始 |
| 8 | F(株) (山梨県) | 1,000万円 | 1.9 ha | ・有機・低農薬野菜、花壇苗等の生産、販売 | 4人 + 2社 | 野菜等の有機・低農薬栽培に取り組みため設立。Fグループ2社が出資 |

| 区分 | 法人名 | 資本金 | 経営面積 | 事業の内容 | 構成員 | 備 考 |
|----|---------------|---------|--------|--|---------------------|-------------------------------|
| 9 | (株)I (長野県) | 1,000万円 | 0.61ha | ・ブドウの生産 ・果実酒、果汁の製造販売 ・土産、雑貨販売 | 3人 | ワイン製造会社が原料の自社生産を開始 |
| 10 | (株)S (長野県) | 1,360万円 | 0.51ha | ・花き(バラ等)の生産 ・園芸業、草花及び園芸用樹木の販売 ・土産、雑貨販売 | 4人 | 花き販売会社が花き生産 |
| 11 | F(株) (長野県) | 1,000万円 | 0.53ha | ・リンゴ、米、野菜等の生産 ・野菜、そ菜加工品の製造販売 | 4人 + 2社 | ジャム等の加工製造会社が農地取得。食品企業、商事会社が出資 |
| 12 | (株)N (長野県) | 1,000万円 | 2.3ha | ・りんごの生産、加工、販売 ・りんごジュースの製造、販売 | 6人 | 飲料の製造会社が原料の自社生産を開始 |
| 13 | (株)H (長野県) | 1,200万円 | 0.6ha | ・本しめじ、果樹、アスパラ栽培 ・食糧品、青果物、食品製造機器開発、販売 | 2人 | キノコ類生産会社が果樹、野菜等に取り組むため農地取得 |
| 14 | (株)H (静岡県) | 1,000万円 | 1.2ha | ・花き栽培(ハーブ路地栽培) ・観葉植物の施設栽培 ・観葉植物の販売(直販) | 3人 | 花き販売会社が花き生産 |
| 15 | (株)B (石川県) | 1,000万円 | 18ha | ・米麦、そ菜、大豆等の生産 ・農作業の受託 ・農産物の加工(かぶら寿司、漬け物、かきもち等) ・農産物の販売(有機栽培米コシヒカリ、野菜の直販・通販) | 4人 | 有限会社から組織変更 |
| 16 | (株)E (福井県) | 4,000万円 | 4.3ha | ・米、そ菜の生産 ・農作業(田植)の受託 ・農産品受託販売 | 4人 + 三方町 + 農協 | 市町村と農協出資の農作業受託会社が生産部門拡大 |

| 区分 | 法人名 | 資本金 | 経営面積 | 事業の内容 | 構成員 | 備 考 |
|----|----------------|---------|---------|---|------------|---------------------------|
| 17 | (株)A (三重県) | 3,500万円 | 3.2 ha | ・花き、花木、園芸種苗の生産、販売 ・農作業の受託 ・農業関連技術の研究開発 | 5人 | 花き販売会社が自社生産を開始 |
| 18 | (株)G (滋賀県) | 1,000万円 | 89 ha | ・米麦の生産 ・農作業の受託 | 5人 + 農協 | 有限会社から組織変更 |
| 19 | R(株) (広島県) | 1,500万円 | 0.57 ha | ・水稲、野菜、果実の生産 ・肥料の製造販売 ・肥料生産設備システムの開発、製造販売 | 5人 | 肥料製造会社が自社肥料を活用した農産物の生産を開始 |
| 20 | S(株) (徳島県) | 1,000万円 | 0.6 ha | ・ヤーコン栽培、ヤーコンの生イモの流通加工 ・健康食品の販売 | 4人 | 健康食品製造会社が野菜(ヤーコン)の生産を開始 |
| 21 | (株)N (愛媛県) | 1,000万円 | 2.98 ha | ・果樹の栽培、果実(みかん)の生産、加工販売 | 4人 | 果実の加工販売等を行う会社が自社生産を開始 |
| 22 | (株)A (佐賀県) | 2,000万円 | 1.97 ha | ・大葉の栽培、販売 | 3人 | 有限会社から組織変更 |
| 23 | (株)H (熊本県) | 1,000万円 | 0.51 ha | ・椎茸栽培、里芋栽培 ・植物油の製造販売、クワガタ、カブトムシの養殖 | 3人 | 椎茸栽培、植物油の製造会社が農地取得 |
| 24 | (株)E (鹿児島県) | 1,000万円 | 1.7 ha | ・根菜類等の生産 ・有機農畜産物の加工販売 ・リサイクル事業等 | 3人 | リサイクル業者が有機農産物の生産を開始 |
| 25 | O(株) (鹿児島県) | 1,000万円 | 2.6 ha | ・秋大根、白菜、春大根の生産 ・漬け物の加工販売 ・飲食店の経営 | 3人 | 食品加工販売会社が原料の自社生産を開始 |

資料 経営局構造改善課調べ

規制改革推進 3 か年計画（抜粋）

〔平成14年 3月29日〕
閣 議 決 定

II 13年度重点計画事項

10 農林水産業

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、農地の法人による保有は、農業生産法人（農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社）のみが可能とされており、このうち株式会社形態の農業生産法人については農地法の改正により昨年 3 月から認められたところである。

農業生産法人については、主たる事業が農業（関連事業を含む。）であること、法人の社員・株主が原則農地所有者等であること、外部からの出資を受ける場合、その総額で議決権の 4 分の 1、個別企業では議決権の 10 分の 1 に制限されること、法人の理事、取締役の過半数が農業従事者等であること、など、その事業や構成員について一定の要件を設けているところである。

外部の株式会社の参入については、農地の投機的な取得や水管理・土地利用の混乱を招くおそれがある等の懸念も依然根強い。他方、上記のような要件等が、農業生産法人が自己資本の充実を図ることや企業が農業生産法人化することを、事実上、困難なものとしているという指摘もある。

農業の活性化とその健全な担い手を増やすための農業構造改革を早急に具体化するためには、農業生産法人の自己資本の充実や食品産業等の参画を図りつつ、経営形態の多様化を推進することが必要となっており、このため、以上のような農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。【速やかに検証に着手し、平成14年度以降結論を得たものから逐次実施】

株式会社を含む農業経営の法人化の推進

- 1．農林水産省としては、昨年3月の改正農地法の施行により、株式会社形態を採り入れた新たな農業生産法人制度がスタートしたところであり、株式会社を含む法人化の推進のため、14年度に次のような措置を講じる予定。

アグリ・ベンチャーの育成

〔・民間企業等と農業生産法人との結びつきの円滑化を図るため、民間企業等から資金調達している取組事例の調査、マニュアルの作成等〕

販路開拓施設の整備

〔・食品メーカー等の実需サイドと農業生産サイドとの生産法人化を含む連携活動と必要となる施設整備の支援〕

農業法人投資育成会社の設立（新法の制定）

〔・農業生産法人の資本増強を図るため、出資を目的とする農業法人投資育成会社の制度を創設〕

- 2．このように現在、新たな農業生産法人制度の下での民間ノウハウの活用を促進し、農業経営の法人化を図るための施策を展開しているところであり、今後の農業経営形態のあり方については、新たな農業生産法人制度の定着状況を十分見極めていくことが重要。

- 3．更なる法人化の推進の観点から、株式会社形態の農業生産法人の代表者等の参加を得て、株式会社化の動機、メリット、問題点等について意見交換を行い、法人化の推進のための施策の具体化を検討。

農業法人投資育成会社の設立

